

平成 2 4 年度 N P O 等からの協働事業提案 企画提案コンペ  
参加仕様書

1 事業の目的

国の「新しい公共支援事業交付金」を活用し、N P O 等と県をはじめ、市町・企業などの多様な主体の協働により、地域の諸課題に取り組む事業をモデル的に実施することを目的とする。

2 事業の実施方法

企画提案コンペによる委託により事業を実施する。

3 委託業務の内容

- ( 1 ) 委託業務名 平成 2 4 年度 N P O 等からの協働事業提案事業委託
- ( 2 ) 委託期間 平成 2 4 年 4 月 1 日から平成 2 5 年 3 月 3 1 日
- ( 3 ) 委託内容 N P O 等と県をはじめ、市町・企業などの多様な主体が、それぞれの強みを活かして取り組む協働事業で、地域の諸課題の解決に向けた先進的な取組であり、他の地域のモデルとなる事業を構築し実施する。
- ( 4 ) 委託事業実施対象地域  
三重県内

4 契約額の制限

1 提案あたり 1 , 0 0 0 千円以上 3 , 0 0 0 千円以下 ( 消費税込み )

5 企画提案コンペ参加者の資格

次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

- ( 1 ) 三重県内に活動拠点がある民間・非営利団体で、三重県内で 1 年以上活動を行っている団体であること。( 法人格の有無は問わない。 )
- ( 2 ) 活動分野は限定しないが、宗教活動や政治活動を主たる目的とした活動ではないこと。また、特定の公職者 ( 候補者を含む ) または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。
- ( 3 ) 定款又は規約、事業報告書、決算書、事業計画書、予算書が整備されていること。
- ( 4 ) 当該企画コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- ( 5 ) 三重県からの入札参加資格 ( 指名 ) 停止を受けている期間中でない者であること。
- ( 6 ) 三重県物件関係落札資格停止要綱により、落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ( 7 ) 三重県が賦課徴収するすべての県税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。
- ( 8 ) 連絡用の E - mail アドレスがあり、連絡調整の担当者を 1 名以上配置できること。

- 6 提案を求める企画提案資料及び提出部数  
下記のア～オについて、正本1部、副本8部を提出すること。
- ア 協働事業提案書
  - イ 事業計画書
  - ウ 事業収支計画書
  - エ 企画提案コンペ参加資格確認書
  - オ 団体の定款又は規約、直近1ヶ年度分の事業報告書・決算書・事業計画書・予算書
- 7 企画提案資料の提出期限及び提出先
- ア 提出期間  
平成24年1月4日(水)から平成24年1月20日(金)午後5時必着(持参または郵送)
  - イ 提出先  
三重県 生活・文化部 男女共同参画・NPO室NPOグループ  
(〒514-0009 津市羽所町700 アスト津3階)
- 8 審査の方法
- この参加仕様書に基づき提出された企画提案資料及びプレゼンテーションの内容について、次に示す審査基準に基づき「NPO等からの協働事業提案専門委員会」において審査を行い、県はその結果を最大限尊重して、見積価格等も勘案のうえ選定提案を決定する。
- ア 第1次審査(書面審査)  
平成24年2月14日(火)  
提出された事業計画書等の書面審査を行い、第2次審査の対象を選定する。
  - イ 第2次審査(公開プレゼンテーション)  
平成24年3月14日(水)  
第1次審査で選定された提案を対象に、公開プレゼンテーションによる審査を行う。プレゼンテーションの細目については、提案者に改めて通知する。
  - ウ 審査基準  
課題把握の的確さ・事業目的の明確化  
県との協働の必要性・多様な主体との連携  
提案の具体性  
提案の新規性・先進性  
事業の継続性・発展性  
提案の実現性(遂行能力)  
事業の収支計画・スケジュールの妥当性
- 9 事業実施にあたっての特記事項
- 次の事項を遵守するものとする。
- ア 地域の諸課題の解決に向けた先進的な取組であり、他の地域のモデルになるものであること。

- イ 提案者と県のほか、事業をより充実したものにしていいため、多様な主体（企業、市町、他のNPO等など）に参画を呼びかけて検討会を立ち上げ、事業を進めるものであること。
- ウ 事業実施中や事業実施後に、検討会の参加者が、協働事業の目的、プロセス、成果等について確認をする「ふりかえり会議」をおこなうこと。

#### 10 業務委託に伴う必須条件

この事業は、国の「新しい公共支援事業実施要領」に基づき実施するものであり、事業の実施にあたり以下の条件を満たすことが必須条件である。

##### (1) 対象経費は以下のとおりとする。

事業に必要な人件費、諸謝金（委員、講師等）、旅費（職員、委員、講師等）、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び会場借料、募集広告費、計画策定費及び県が必要と認めたその他の経費。

##### (2) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

なお、事業により所得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具等については、減価償却資産の耐用年数を経過するまで、国の承認を受けないで、この事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

また、事業の完了後から耐用年数を満了するまでの間、国の求めに応じて、使用状況を報告すること。

##### (3) 施設等の整備及び設備備品の購入については、以下のとおりとする。

ア 本事業における施設等の整備や設備備品等の購入は、当該経費の支出が事業の趣旨に合致し、さらに整備や備品が真に必要不可欠であり、事業終了後の扱いが明らかかつ確実な場合に限るものとし、上限額は原則として、当事業に係る経費の概ね1/2以内とする。なお、特別な理由があり、これによらない場合は、国と協議を行うものとする。

イ 国及び地方公共団体等による他の補助金等の制度が存在する場合には、当該制度で優先的に実施するものとし、当該制度で実施することが困難な場合に、支援事業により経費を支出することとする。この場合、当該補助率等（助成率、交付割合等）以内とする。

##### (4) 事業選定後、3ヶ月以内に、別途示す団体情報開示フォーマットでの情報開示をおこなうこと。

##### (5) 委託事業費を確定した結果、概算払いによる委託費に残額が生じたときは、その残額を返還すること。また、委託事業の実施により発生した収入がある場合、得られた収入から委託契約額を上回る事業費を差し引いた額を、返還すること。

##### (6) 上記の他、「新しい公共支援事業実施要領」の規定に従って実施すること。

##### (7) 委託事業に係る関係書類は委託事業終了後5年間保存すること。

#### 11 不適格事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

##### (1) 提案に参加する資格のない者が提案したとき

- (2) 提案者が他人の提案の代理をしたとき
- (3) 参加に際して事実と反する申込や提案などの不正行為があったとき
- (4) 提出書類が提出期限を越えて提出されたとき
- (5) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき

## 1.2 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりとします。
- (2) 契約の履行にあたっては、三重県個人情報保護条例第13条第2項の規定を遵守するものとする。
- (3) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」という。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限りません。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。

また、三重県会計規則(以下「規則」という。)第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しない。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合がある。

- (4) 契約時には、三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納がないことを確認するため、契約日の前6ヶ月以内に発行されたすべての県税にかかる「納税確認書」(県税事務所が発行したもの)と消費税及び地方消費税にかかる「納税証明書(その3 未納のないこと用)」(税務署が発行したもの)の提示を求めるものとする。(コピー可)
- (5) 契約書は2通作成し、双方で1通保有する。
- (6) 契約は、三重県生活・文化部男女協同参画・NPO室において行う。

## 1.3 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

## 1.4 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

契約条項の定めるところによる。

## 1.5 企画提案及び契約の手順においてしようする言語及び通過

日本語及び日本国通貨に限る。

#### 1 6 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

#### 1 7 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じることとする。

#### 1 8 その他

(1) 企画提案に要する費用は、提案者の負担とする。

(2) 提出された企画提案資料は返却しない。

(3) この仕様書に定めのない事項については、三重県会計規則の定めるところによるものとする。

#### 1 9 問い合わせ先

〒514-0009

三重県津市羽所町700 アスト津3階

三重県 生活・文化部 男女共同参画・NPO室 NPOグループ

担当 川端・服部・山際

電話059-222-5981 ファックス059-222-5984

Eメール seiknpo@pref.mie.jp